

正本堂裁判・学会側全面敗訴!!

正本堂裁判 39件 宗門完全勝利!!

判決一覧表

No	提訴年月	提訴裁判所	判決裁判所	判決日	勝敗
1	平成12.1.17	静岡地裁富士支部	静岡地裁	平成15.12.19	○
2	平成12.1.25	静岡地裁沼津支部	静岡地裁	平成15.12.19	○
3	平成12.1.26	東京地裁八王子支部	静岡地裁	平成15.12.19	○
4	平成12.2.3	横浜地裁	静岡地裁	平成15.12.19	○
5	平成12.2.3	名古屋地裁豊橋支部	静岡地裁	平成15.12.19	○
6	平成12.2.4	奈良地裁	奈良地裁	平成15.1.29	○
			大阪高裁	平成15.11.12	○
			最高裁		○
7	平成12.2.8	福岡地裁田川支部	静岡地裁	平成12.12.19	○
8	平成12.2.10	札幌地裁	静岡地裁	平成12.12.19	○
9	平成12.2.10	和歌山地裁	静岡地裁	平成12.12.19	○
10	平成12.2.16	津地裁四日市支部	静岡地裁	平成12.12.19	○
11	平成12.2.17	横浜地裁小田原支部	静岡地裁	平成12.12.19	○
12	平成12.2.17	熊本地裁	静岡地裁	平成12.12.19	○
13	平成12.2.18	山口地裁徳山支部	山口地裁	平成15.3.13	○
			広島高裁	平成15.10.16	○
			最高裁		○
14	平成12.2.22	大阪地裁堺支部	静岡地裁	平成12.12.19	○
15	平成12.2.23	旭川地裁	旭川地裁	平成14.4.23	○
			札幌高裁	平成15.4.17	○
			最高裁第一小法廷	平成15.10.9	○
16	平成12.2.24	仙台地裁	静岡地裁	平成12.12.19	○
17	平成12.2.24	神戸地裁姫路支部	静岡地裁	平成12.12.19	○
18	平成12.2.28	神戸地裁	静岡地裁	平成12.12.19	○
19	平成12.2.29	福井地裁	静岡地裁	平成12.12.19	○
20	平成12.3.2	福島地裁いわき支部	静岡地裁	平成12.12.19	○
21	平成12.3.6	広島地裁福山支部	静岡地裁	平成12.12.19	○
22	平成12.3.8	神戸地裁尼崎支部	静岡地裁	平成12.12.19	○
23	平成12.3.9	高松地裁	高松地裁	平成15.12.25	○
			高松高裁		○
24	平成12.3.10	福岡地裁小倉支部	静岡地裁	平成12.12.19	○
25	平成12.3.15	大阪地裁	大阪地裁	平成15.10.3	○
26	平成12.3.16	千葉地裁	静岡地裁	平成12.12.19	○
27	平成12.3.17	さいたま地裁	静岡地裁	平成12.12.19	○
28	平成12.3.17	東京地裁	静岡地裁	平成12.12.19	○
29	平成12.3.21	香森地裁十和田支部	静岡地裁	平成12.12.19	○
30	平成12.3.22	富山地裁	静岡地裁	平成12.12.19	○
31	平成12.3.29	山形地裁	山形地裁	平成16.1.30	○
32	平成12.3.30	秋田地裁	静岡地裁	平成12.12.19	○
33	平成12.3.31	横浜地裁	横浜地裁	平成14.1.29	○
			東京高裁	平成14.7.10	○
			最高裁第二小法廷	平成14.11.22	○
34	平成12.4.5	京都地裁	京都地裁	平成15.11.28	○
35	平成12.4.14	さいたま地裁越谷支部	静岡地裁	平成12.12.19	○
36	平成12.4.14	大阪地裁田筒	大阪地裁	平成15.7.24	○
			大阪高裁	平成15.12.26	○
37	平成12.4.21	山口地裁徳山支部	山口地裁	平成15.3.13	○
			広島高裁	平成15.10.1	○
38	平成12.4.24	横浜地裁横須賀支部	横浜地裁横須賀支部	平成14.9.24	○
			東京高裁	平成15.3.12	○
			最高裁第二小法廷	平成15.9.26	○
39	平成12.4.28	さいたま地裁川越支部	さいたま地裁川越支部	平成15.2.13	○
			東京高裁	平成15.11.12	○

●「学会員らが、無償の精神で正本堂建設の供養をし、その御供養によって功德を得た、と認識している」

●「大石寺側が御供養返還等の何ら法的な負担の存在を認めるとはできない」(大石寺が御供養を返還する理由は全く無い)

●「大石寺が、所有する正本堂を取り壊したことに於いて違法性はな

「学会員らの請求をどこと棄却した」

「仏法僧の三宝への報恩感謝の念を持ち、真心の御供養をしていくことにより、さらなる功德善根を積むことができ

「——当時、こうした「正しい指導」に則って、真心からの正本堂御供養をした者は、皆、自分の功德善根を積むことができたのである。

その御供養を、あたかも契約行為の対価何かとして納めたように主張すること自体、本義を違えた大きな間違いであり、その上、仏様へ差し上げた御供養を「返せ」と訴えるなど、完全な信仰の退却であることは言うまでもない。



正本堂解体・撤去の跡地には壮麗な『奉安堂』が建立され、日蓮大聖人様の出世の本懐である根本・究極の『本門戒壇の大御本尊様』が厳護・奉安されており、日本のみならず、世界中から参詣した正信の信徒達は、御法主日蓮上人の御慈悲により、『御開扉』を賜り、無始以来の罪障消滅を果たすことができる。

『シートル事件』和解内容

- 30年も前の『シートル事件』なるものがあった、などという証明は、ほとんど不可能である。
- 学会は「シートル事件があった」という報道はしてはならない。日蓮正宗側は「『シートル事件』など元より存在していなかった」と否定してよい。
- この和解により東京地裁での一審判決は無効となる。
(※したがって学会側が「シートル事件は事実だった」などと言えば、この和解内容に対する重大な違反となり名誉毀損を形成することになる。法的措置を取る際の資料とするためにも違反当事者の氏名・住所・発言内容を記録させて頂く。)

【和解内容】(東京高裁)(抜粋と解説)

◆【本文】「第1 当裁判所は、次の理由により、控訴人ら(日蓮正宗側)が本件各訴えを取り下げ、被控訴人ら(創価学会側)がいずれもこれに同意して、本件訴訟を終了させることを強く勧告する。」

▼【解説】⇒今回の『和解』は東京高裁からの「強い勧告」であり、日蓮正宗側が一方的に控訴を取り下げたのではない。

◆【本文】「1 控訴人らは本件各訴えを取り下げ、被控訴人らはいずれもこれに同意する。」

▼【解説】⇒学会側もこの和解内容に当然ながら同意している。

◆【本文】「第2、2 控訴人ら及び被控訴人らは、相互に、今後、上記第1、2記載の争点にかかる事実の摘示、意見ないし論評の表明をしない。」

▼【解説】⇒シートル事件について『事実だった!』とか言っているのではない。

◆【本文】「追記 和解条項第2、2は、相互に名誉毀損にあたる行為をしないことを確約する趣旨のものであり、同第1、2記載の争点にかかる事実の存在を単純に否認することはこれに抵触しない。」

▼【解説】⇒日蓮正宗側では『シートル事件なんてまるで存在しなかった』と「単純に否定」してよい。

民事訴訟法 第262条
「1 訴訟は、訴えの取下げがあった部分については、初めから係属していなかったものとみなす。」

▼【解説】⇒東京地裁での係争もその判決も当初から無かったこととなる。

池田氏の実家の墓は真言宗

● 東京都太田区にある真言宗、八幡山密蔵院の墓地に立つ一基の墓。これこそ、池田大作氏の『実家』の墓である。

池田氏の実父・子之吉氏は、昭和31年12月10日に亡くなった。当時池田氏は、創価学会の参謀室長という要職にあったにも拘らず父親を折伏し切れず、結局、邪宗・真言宗で葬儀を出したのである。

更に父親の葬儀から約6年かけても身内の折伏ができていない証拠に実家の墓は未だに真言宗。しかも真新しい塔婆まで立っている。

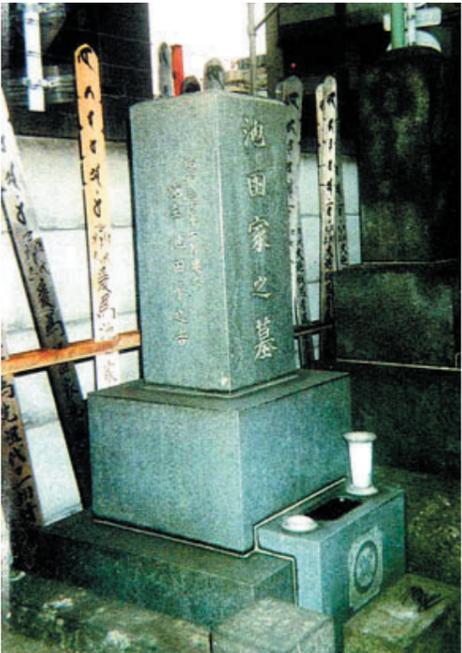
【禅寺墓問題】

● 日蓮上人親下の御実家である阿部家の墓は、総本山大石寺にある。

● 福島県の阿部家は、第六十世日蓮上人(日蓮上人のお父上)のお出になられた家。現在の当主は阿部賢蔵氏(法華講員)。

● いかなる宗派の墓地であろうと、土地代を払って借りているものは誹法ではない(戸田会長指導(要旨))

● 第九世日蓮上人『化儀抄』



「縦い禅、念仏の寺、道場の内なりとも法華宗の檀那施主等が之有らば仏事を受くべきなり云々。」(聖典九八九頁)

● 御先祖日蓮上人

「本宗の信徒が他宗の寺を借りて、葬儀、法要を行なうことがあれば、行って葬儀や法要を執行すべきではありません。ただし、その場合は本宗の本尊を掛けて行なうのであります。」(日蓮上人全集第一巻第四巻)

【結論】

◆ 日蓮上人は、法華講員である阿部賢蔵氏の願い出による

http://toyoda.tv
power@toyoda.tv
kaza-na-to@docomo.ne.jp
090-3343-9338
樋田 昌志